

岐阜県複数事業所連携事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、福祉・介護の小規模事業所等において、効率性の問題などから求人の広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があることから、当該事業所等の人材の確保・育成を図るため、事業所等に対して、予算の範囲内で岐阜県複数事業所連携事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、複数事業所連携事業とは、平成21年1月27日障発第0127001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」に基づき、複数の事業所等がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図るものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、5つ以上の対象事業所等（1ユニット）が連携し、共同により実施する次の事業とする。

- (1) 介護従事者等の職員確保のため、共同による求人活動、求人説明会等を行う事業（以下、「求人事業」という。）
- (2) 学生募集のため、学校説明会、進路選択説明会等を行う事業（以下、「進路選択事業」という。）
- (3) 人材育成のため、合同研修、人事交流等を行う事業（以下、「研修事業」という。）
- (4) その他福祉・介護人材の確保のため、県が適当と認めた事業

2 対象事業所等

- (1) 次の要件のいずれかを満たす施設・事業所が主として（概ね半数以上）参加することとし、県が認めたものとする。
 - ア 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所
 - イ 運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人の施設・事業所（訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設を含む。）
 - ウ 少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱な施設・事業所
- (2) 「進路選択学生等支援事業」を実施していない社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設（「進路選択学生等支援事業」を実施している養成施設で、合同教員研修等「進路選択学生等支援事業」と内容が重複しない事業を含む。）

(交付額の算定方法等)

第4条 補助金の交付基準額、対象経費、補助率は次の表のとおりとし、補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める交付基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて算定した額と、総事業費から収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 交付基準額	2 対象経費	3 補助率
1ユニット当たり 694千円以内	複数事業所連携事業の実施に必要な次に掲げる経費で他の補助事業等の対象経費でないもの 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、その他知事が必要と認める経費	10 <hr/> 10

10事業所以上で1ユニットを形成する場合は、2ユニット分の補助単価まで（1,388千円）適用可とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知事に対し、別記第1号様式により交付申請を行うものとする。

- 2 前項の申請書は、事業実施の1月前までに知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請は、ユニット内の代表事業所等が行うこととする。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項(1)から(3)までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第2号様式のとおりとし、この申請は、ユニット内の代表事業所等が行うこととする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から30日以内とする。

- 2 前項の申請の取下げは、ユニット内の代表事業所等が行うこととする。

（補助金の変更交付申請）

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、別記第3号様式によるものとする。

- 2 前項の変更交付申請書は、変更事由の発生後10日以内に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請等は、ユニット内の代表事業所等が行うこととする。

(実績報告等)

第9条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとし、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された実績報告書の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行う。

3 第1項の報告は、ユニット内の代表事業所等が行うこととする。

(補助金の支払方法)

第10条 補助金の交付は、精算払いとする。

2 前項の交付は、ユニット内の代表事業所等に対して一括交付することとする。

(補助金交付請求書)

第11条 請求書の様式は、別記第5号様式のとおりとし、この請求は、ユニット内の代表事業所等が行うこととする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後15年間とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。